



宅地建物取引業者のかたへ

(水防法等に基づくハザードマップなどについて)

令和5年11月

宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引時に、水防法等に基づくハザードマップにおける取引対象物件の所在地について、重要事項として説明することが義務化されたところですが、重要事項の説明に必要な水防法等に基づく佐倉市のハザードマップなどは以下のとおりとなります。

(問合せ) 佐倉市危機管理課 ☎043-484-6131

佐倉市防災ハザードマップについて

このハザードマップは、国土交通省および千葉県が指定した「洪水浸水想定区域」と、千葉県が指定した「土砂災害警戒区域」に基づき作成しています。

浸水深の種類	説明
外水浸水深 (洪水浸水想定区域)	堤防から水があふれ出したり、決壊するなどして、河川の水が市街地や農地に流れ込む浸水のことです。 ※水防法に基づいています。
内水浸水深	下水道施設の排水能力を上回るような雨が降った時や、川の水位が高く放流できない時に発生する浸水のことです。 内水シミュレーションと浸水実績を基に作成しています。 ※水防法には基づいていません。

※高潮について、佐倉市内には水防法に基づく浸水想定区域の指定はありません。

★ ハザードマップは佐倉市ホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.sakura.lg.jp/0000006382.html>

※Web版のハザードマップも同ページ内にて公開しています。



重要事項説明に係るその他の災害リスク等について

災害リスク等	説明
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法の規定に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定は 千葉県が行います 。佐倉市では、令和5年11月14日時点で、251箇所（うち特別警戒区域241箇所）が指定されています。区域については「ちば情報マップ（下記①）」または千葉県のホームページ（下記②）により確認をお願いいたします。
災害履歴	平成18年（2006年）4月以降に佐倉市が把握している浸水や土砂災害の履歴です。取引対象物件の所在地（住所）をお知らせください。
造成宅地防災区域	佐倉市内に、宅地造成等規制法の規定に基づく「造成宅地防災区域」の指定はありません。
東日本大震災 復興特別区域法	佐倉市内に、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づく「届出対象地域」の指定はありません。

① 「ちば情報マップ」で県内の防災情報等を確認できます。

<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal>

② 千葉県のホームページで佐倉市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況等を確認できます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/sakura.html>

